政　令

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第一号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の六を第一条の七とし、第一条の二から第一条の五までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（小規模企業者の範囲）

第一条の二　法第二条第三項第二号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

一　宿泊業　二十人

二　娯楽業　二十人

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年三月一日から施行する。

（保険業法施行令の一部改正）

2　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第一条の二第十号」を「第一条の三第十号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二号

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第一項第三号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（小規模企業者の範囲）」に改め、同条中「小規模企業共済法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

小規模企業共済法（以下「法」という。）第二条第一項第三号及び第七号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

一　宿泊業　二十人

二　娯楽業　二十人

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（小規模事業者の範囲）

第一条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

一　宿泊業　二十人

二　娯楽業　二十人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三